

第4号議案

豊後大野市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月28日 提出

豊後大野市長 橋本 祐輔

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）における修学部分休業の期間に係る規定の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の修学部分休業に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 259 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「期間」を「修学に必要なと認められる期間」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。